

定住促進住宅 グリーンハイツ田中リビナス 入居案内



ふるさととの未来へつなぐ Home

ふるさと定住課住宅政策係

電話0287-72-6955

定住促進住宅（グリーンハイツ田中リビナス）の概要

名称	グリーンハイツ田中リビナス
住所	〒329-3215 那須町大字寺子乙1232番地
構造	木造2階建オール電化住宅（3LDK）
戸数	2戸（D棟、E棟）
建築年度	平成29年度
延床面積	約30坪（約100㎡）

■入居者の資格

定住促進住宅に入居できる方は、下記のすべての条件を満たしていることが必要となります。

1 世帯主の年齢が40歳未満で配偶者を有する方

単身世帯の入居、母子（父子）家庭の入居はできません。

2 町税等の滞納がない方

住民税や国民健康保険税等の町税等に滞納がある場合は入居できません。

3 家賃及び敷金を支払うことができる方

入居しようとする世帯全員の収入合算額を12ヶ月で割った額（月収）が、家賃を3倍した額（150,000円）に同居人数1人あたり30,000円を加算した額以上である方

4 5年以上継続して入居できる方

入居後は最低5年以上居住していただくこととなります。止むを得ず入居後5年以内に退去することとなった場合、敷金は返納いたしません。

5 暴力団員でない方

入居申請者及び同居される方が、暴力団員（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第6号に規定する暴力団員）である場合は、入居できません。

6 連帯保証人がいる方

入居を許可された方と同程度以上の収入を有する連帯保証人を入居決定後に設定していただきます。

■家賃等

1 家賃

家賃は月額50,000円になります。また、18歳以下の扶養親族がいる方は1割引きの家賃が適用され月額45,000円になります。

2 敷金

家賃の2ヶ月分の額を納入していただきます。

※5年間継続して居住後、都合により退去した場合、家賃等に未納がない場合は返還しますが、5年間継続して居住できなかった場合は、敷金の返還はありません。（次の入居の修繕費とします。）

3 家賃等の支払い方法

家賃は毎月25日までに、町で発行する納入通知書により役場会計課又は町の指定金融機関等で納入していただきます。また、自動口座振替（毎月25日振替）での支払いもできます。

■入居の申込み

1 募集期間

平成30年1月10日（水）から2月23日（金）まで

2 申込方法

那須町定住促進住宅入居申込書に必要事項を記入の上、下記の添付書類を添えて那須町役場ふるさと定住課まで提出してください。なお、入居申込みは、2棟ある住宅の中から入居希望住宅を1棟のみ選択しての申込みとなりますので、1世帯1申込みとさせていただきます。

●申込場所

那須町役場(2F) ふるさと定住課 住宅政策係 TEL:0287-72-6955

受付時間 午前8時30分から午後5時まで※土・日・祝祭日を除く

●添付書類

- ・住民票（入居予定者全員分、本籍、続柄あり）
- ・収入を証明する書類（所得証明書等）（夫婦分）
- ・納税証明書又は非課税証明書（夫婦分）
- ・履歴書（所定の履歴書にご記入ください。）
- ・誓約書（5年以上居住の確認）

3 入居の決定

申込書等の内容を審査し、入居の可否を連絡いたしますが、申込者が募集戸数を超える場合は抽選になります。

■入居決定後の手続

1 入居請書の提出

入居請書の必要な箇所に記入し、実印を押印してください。

連帯保証人の欄は、連帯保証人の署名と実印の押印を受けてください。

●添付書類

- ・印鑑証明書（入居者本人及び連帯保証人）
- ・所得証明書（連帯保証人）

2 敷金の納入

納入通知書により家賃の2ヶ月分の額を敷金として納入してください。

3 入居の許可

入居請書の提出及び敷金が納入されましたら入居の許可をいたします。現地立会のもと、入居許可証及び部屋の鍵の引き渡しを行います。

4 その他

- (1) 犬、猫等の動物を飼うことはできません。（厳禁）
- (2) 電気、水道、電話等の手続きは入居される方が手続きしてください。

■譲 渡

20年間継続して入居した場合、土地と住宅を無償譲渡します。ただし、入居期間中に家賃、税金等の滞納があった場合は譲渡いたしません。

■そ の 他

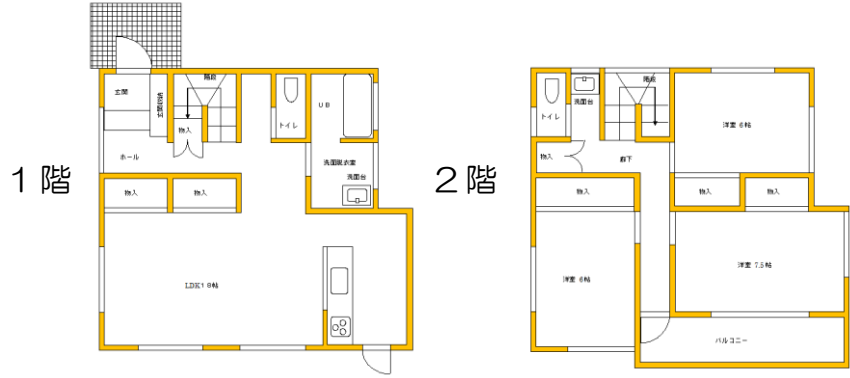
1 次のような方は入居決定を取り消します。

- (1) 町の定める期限までに入居されない方
- (2) 町の定める期限までに入居請書の提出及び敷金の納付を済まされない方。

2 次のような方は入居されても退居していただきます。

- (1) 不正の行為によって入居された方
- (2) 家賃を3ヵ月以上滞納された方
- (3) 入居者心得を遵守しない方
- (4) 正当な理由がなく15日以上定住促進住宅を使用しない方

D棟（区画No.15）



E棟（区画No.14）

